

平成27年度 放射性物質の農産物等への影響調査計画（1～3月）

埼玉県では、厚生労働省通知「農畜水産物等の放射性物質検査について」（平成27年3月20日付け一部改正）の方針に基づき、県産農産物等への放射性物質の影響について調査を行っています。

1～3月の調査計画のポイントは次のとおりです。

露地栽培の葉菜類（ハクサイ、レタス等）と施設栽培の果菜類（キュウリ、トマト等）について、調査を行います。

《 調査方針 》

国のガイドラインに基づき、基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された林産物については、重点的に調査を行います。

また、主要な品目や主要産地だけではなく、地域特産品や少量生産されている農産物等も対象として、調査を行います。

1 全国調査で基準値を超える放射性セシウムが検出された品目

→ 埼玉県は、該当しないが、「きのこ・山菜類等」において、以下の自治体の検査点数に準じて調査を実施する。

(1) 平成26年4月以降、当該食品分類で基準値の1/2を超える放射性セシウムが確認された自治体

- ア 当該品目から基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出した地域においては、市町村ごとに3検体以上実施
- イ その他の市町村では、1検体以上実施

2 全国調査で基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目

→ 埼玉県は、「きのこ・山菜類等」の「原木しいたけ（施設栽培）」が該当

(1) 平成26年4月以降、当該食品分類で基準値の1/2を超える品目が確認された自治体

- ア 当該品目から基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出した地域においては、市町村ごとに3検体以上実施
- イ その他の地域においては、市町村ごとに1検体以上実施

3 計画策定の際に考慮する品目

（国民の摂取量を勘案した主要品目、生産状況を勘案した主要農林水産物）

《 調 査 計 画 》

1 全国調査で基準値を超える放射性セシウムが検出された品目

検査対象品目		検査対象市町村	1～3月 検体数	調査方針 該当箇所
きのこ ・ 山菜類等	原木しいたけ (露地栽培)	飯能市、東松山市、日高市、越生町、嵐山町、 小川町、鳩山町、長瀬町、東秩父村、神川町	10	1(1)イ

2 全国調査で基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目

検査対象品目		検査対象市町村	1～3月 検体数	調査方針 該当箇所
きのこ ・ 山菜類等	原木しいたけ (施設栽培)	越谷市	3	2(1)ア
		川越市、所沢市、飯能市、本庄市、深谷市、 入間市、毛呂山町、鳩山町、皆野町、長瀬町、 東秩父村、美里町、寄居町	13	2(1)イ

3 計画策定の際に考慮する品目

(国民の摂取量を勘案した主要品目、生産状況を勘案した主要農林水産物)

検査対象品目		1～3月 検体数
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、ミズナ)	3
	結球性葉菜類 (ハクサイ、レタス)	4
	ネギ属野菜類 (ネギ、タマネギ)	4
	ウリ科の果菜類 (キュウリ)	3
	ナス科の果菜類 (トマト、ミニトマト)	8
	根菜類 (カブ、ヤツガシラ)	2
	その他 (イチゴ、ウド、フキノトウ)	5
穀類	雑穀類 (ダイズ)	1
きのこ類	菌床しいたけ	3
畜産物	原乳	3
水産物 (内水面魚種)	フナ、コイ、ウナギ	5